長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、新たなにぎわい交流 イベントを実施する団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、 その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和54年長泉町規則第10号)及びこの 要綱の定めるところによる。

(補助対象)

- 第2条 補助対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 個人又は団体(以下「団体等」という。)で構成され、かつ、その構成員が2人以上で半数以上が町内に在住、在勤又は在学するものであること。
 - (2) 町が指定するイベント開催に関するセミナーを受講した者が構成員に含まれていること。
 - (3) 適正な会計処理を行う能力を有していること。
 - (4) 国、県又は町から他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (5) 宗教、政治又は営利活動を目的とする団体等でないこと。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の対象となるにぎわい交流イベント事業は、次の各号のいずれかに該当 する事業とする。
 - (1) 観光交流を推進する事業
 - (2) 商工業を推進する事業
 - (3) その他町長が認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象としない。
 - (1) 町外で実施する町に関連性のない事業
 - (2) 事業効果が特定の者のみに帰属する事業
 - (3) 他の者が既に実施している又は酷似している事業を継続する事業
 - (4) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業に該当しないと認められる事業
- 3 同一事業については、1年度2回までとし、連続して2年度まで補助対象とすること ができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条第1項の事業の実施に必要な経費(交付決定前の支出にかかる経費、人件費、食糧費、交際費及びその他イベント事業の実施ために支出したことが明確にできない経費は除く。)とする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の9以内とし、イベント1回にあたり 5万円を限度とする。ただし、長泉町立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内で実施するイベント事業については1回あたり10万円を限度とする。ただし、協賛金、寄付金等の収入額が補助対象経費の総額から補助金の額を控除した額を超える場合はその超える額を補助金の額から減額する。
- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請団体等」という。)の代表者は、長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 申請団体等構成員名簿
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、長泉町 にぎわい交流イベント支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申 請団体等の代表者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。
 - (1) 次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の内容を変更又は中止しようとする場合
 - イ 事業に要する経費に対して20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(事業の変更等)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助金交付団体等」という。)の代表者は、第8条第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 変更事業計画書(様式第2号)
 - (2) 変更収支予算書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項に規定する変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、 長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金変更(中止)承認(却下)通知書(様式第 6号)により補助金交付団体等の代表者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助金交付団体等の代表者は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) イベント事業報告書(様式第8号)
 - (2) 収支決算書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、 長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金確定通知書(様式第9号)により、補助金 交付団体等の代表者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金交付団体等の代表者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日 以内に、長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金請求書(様式第10号)を町長に提 出しなければならない。

(概算払の請求等)

- 第13条 補助金交付団体等の代表者は、補助対象事業の完了前に補助金の概算払を受けようとするときは、長泉町にぎわい交流イベント支援事業補助金概算払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による概算払を受けたときは、補助対象事業が完了した後、精算しなければならない。

(補助金の返還)

- 第14条 町長は、補助金交付団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全 部又は一部を返還させるものとする。
 - (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付を受けた事業について、他の補助金等を受けることとなったとき。
 - (4) その他この要綱に違反して補助金の交付を受けたと町長が認めるとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定に基づき申請された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。